

リチウム電池の輸送規制に関する対応のお願い

東芝インフラシステムズ株式会社

いつも東芝産業用コンピュータをご愛顧いただき、ありがとうございます。
掲題の件、リチウム電池の輸送規制変更(*1)に伴い、弊社産業用コンピュータに搭載しているリチウム電池の輸送に関して、下記の対応をお願い申し上げます。

*1:「IATA危険物規則書」が第59版(2018年版)に改定されました。

改訂内容の詳細および最新情報は、日本航空危険物安全輸送協会のサイト(<http://www.jacis.or.jp/>)をご参照ください。

記

お客様がリチウム電池を陸路以外(航空輸送や海上輸送など)で輸送する場合は、お客様が荷主となり、輸送品の責任対象者になります。

バッテリー情報

使用しているバッテリーの情報は以下の通りです。

機種名	バッテリー型式	バッテリー種類	リチウム含有量	本体内蔵電池個数
FA3100S model 9500/5500/9000 FA2100S model 300/200 FR2100S model 300/200 FA2100SB model 300/200 ※ FB2100A model 100 ※ FS10000 model 280A/320A/280S/ 320S/280R/320R FS5000 model 280A/320A/280R/320R CP10 model 300/200 ※	UBAT2	リチウム 金属電池 (単電池)	0.7g	1個
FS10000S model 2000 FS5000S model 2000	CR17450 WK54		0.85g	
FS20000S model 200/100 FA3100SS model 1000 FA3100S model 9700 FA2100SS model 500/400 FR2100SS model 500 FA2100T model 700 FR2100T model 700	CR17450K WK54			
FA1100 model 100 EC20 model 100	BE01		0.26g	

※本機種では上記バッテリーの他に電源用バッテリーが搭載されている場合がございますが、使用電池にはリチウム電池を使用していないため、本案内の対象外としております。

輸送時対応について

1. バッテリー単体の場合(国連番号:UN3090 包装基準:PI968)

リチウム金属電池単体は、非危険物および危険物に該当する全ての電池が旅客機輸送禁止となります。それに伴い、包装物への貨物機専用ラベル(CAO=Cargo Aircraft Only)の貼付が必須となります。

①強固な梱包、②落下試験、③リチウム電池マークの添付、④運送状(Air Waybill)への追加記載が必要となります。

2. 機器(コンピュータ本体)とバッテリーを同梱した場合(国連番号:UN3091 包装基準:PI969)

①強固な梱包、②落下試験、③リチウム電池マークの添付、④運送状(Air Waybill)への追加記載が必要となります。

3. 機器(コンピュータ本体)へ組み込んだ状態の場合(国連番号:UN3091 包装基準:PI970)

①強固な梱包、②リチウム電池マークの添付、③運送状(Air Waybill)への追加記載が必要となります。

運送状あたりの包装物の個数が2個以下で、包装物あたりの単電池個数が4個以下の場合、リチウム電池マークの添付および運送状への追加記載は不要です。

以上、お手数ですがお客様にてご対応をお願いいたします。

※ご注意:既にお客様がご購入いただいている対象製品につきましても、お客様にて陸路以外で輸送される場合は、本規則の対象となります。

— 以上 —